

官報

号外 昭和二十二年十月十七日

○第一回 参議院會議錄第三十九号

昭和二十二年十月十六日(木曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第三十八号

昭和二十二年十月十六日

午後一時開議

第一 財團法人理化学研究所に関する措置に關する法律案(内閣提出)(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

昨十五日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路交通取締法案
同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

國家賠償法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。

昭和二十二年一度一般會計予算補正(第四号)

昭和二十二年一度特別會計予算補正(特第一号)

政府職員に対する一時手当の支給に關する法律案

財政及び金融委員會に付託

國家公務員法案

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律案

決算委員會に付託

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路交通取締法

國家賠償法

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

水害地救護米等腐敗物配給等に關する質問主意書(小川友三君提出)

織物價格改訂に依る差益金に關する質問主意書(油井賢太郎君提出)

税に關する質問主意書(栗山良夫君外一名提出)

米價算定方針に關する質問主意書(池田恒雄君提出)

主食糧糧流通等に関する質問主意書(小川友三君提出)

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。日程第一、財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案(内閣提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

審査報告書

財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十月十四日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鎌田 逸郎

中平常太郎

林屋龜次郎

島津 忠彦

廣瀬與兵衛

高瀬莊太郎

油井賢太郎

椎井 康雄

黒川 武雄

佐伯卯四郎

波多野林一

要領書

一、委員會の決定の理由

財團法人理化学研究所は理化学の研究並びに発達に對して多大の貢獻をしてゐるが、終戦後、戦争保險金の打切り、所有有價証券の値下り等の事由に基き経理上の損失が多く、この損失の適正な処理と事業の再建とを爲るために、本法律案は財團法人理化学研究所の事業を承継する株式会社を新たに設立して事業内容の繼續に必要な

資産及び負債をこれに移し、財團法人理化学研究所はこれを解散せしめる等の措置を講じようとするのであつて、妥當な処置であると認める。

二、事件の利害得失

財團法人理化学研究所が再建整備せらるることに依り我國産業の回復並びに科学技術の振興に資し得る利益がある。

三、費用

本法案施行のために別に費用を要しない。

四、その他

なお、次の附帶決議を議決した。

本措置は、我國現下の事態において已むを得ないものと認めるが、本研究所以に課せられた重要使命を達成のためには、その運営、人事及び財政等に關して周到な考慮を拂うことが必要である。

よつて次の如き諸点に關し適切な処置を講ずることを強く要望する。

一、本社の事業は科学研究に第一義的重要性を置き、研究部門の活動及び成果を本社の主たる目的とすべきである。

二、研究部門の自主独立性を認め、その組織、人事及び運営については、研究部門幹部にこれを一任して、会社役員は濫りに容喙すべきではない。

三、事業収益をもつて重要な研究費を賄ひ得ない場合には、政府は必要な研究補助金の支出は勿論金融上の便宜をも図るべきである。

財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案

右 國會に提出する。

昭和二十二年九月十五日

内閣總理大臣 片山 哲

財團法人理化学研究所に關する措置に關する法律案

第一條 財團法人理化学研究所は、産業の再建及び科学技術の振興に資するために、商工大臣の認可を受け、株式会社の発起人となり、現物出資をすることが出来る。

第二條 商工大臣が前條の認可をする場合においては、同條の現物出資の目的たる財産の種類、数量及び價格を指定して、これを行ふものとする。

前條の現物出資については、民法第四百二十四條の規定により取消及び破産法の規定による否認は、これを行ふことができない。

第三條 財團法人理化学研究所の債務のうち会社法理應急措置法第一條第一項に規定する指定時後の原因に基いて生じた債務は、第一條の規定による株式会社の成立の時、当該株式会社が、これを承継する。

第四條 財團法人理化学研究所は、第一條の規定による株式会社の成立の時、解散する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の規定は、第一條に規定する株式会社が昭和二十三年三月三十一日までに成立しない場合には、これを適用しない。

〔一松政二君登壇、拍手〕

○一松政二君 只今議題は上程されまし
したる財団法人理化学研究所に関する
措置に関する法律案につきましては、
九月十五日内閣から本院に先提出せ
られたものでありまして、十六日に商
業委員会に付託された法案でありま
す。商業委員会におきましては、本審
査を開くこと五回、実地に理化学研
究所を視察すること一回、及び小委員
会を一回開きまして、熱心に審査に当
つたのであります。今その審査の経過並
びに結果について御報告申し上げるこ
とにいたします。

先ず順序をいたしまして、この法案
に対する政府からの提案の理由につ
いての説明の要旨をここに申し上げて、
御参考に供する次第であります。財
団法人理化学研究所は、大正六年に設立
せられてから、爾來理化学の研究並
びに発達に對しまして、多大の貢献を
なして参つたのであります。戦時補
償特別措置法の施行による戦時補償金
の打切り、その所有いたしました有
價証券の終戦による値下り等の事由に
基きまして、経理上の損失が少なく
ない現状でありまして、この損失の適正
な処理と事業の再建を図ることは、是
非とも必要と考へるのであります。

この法律の要旨は、財団法人理化学
研究所の事業を承継いたしますところ
の株式会社を新たに設立いたしまし
て、事業内容の継続に必要な資産及び
負債をこれに移し、財団法人理化学研
究所はこれを解散せしめる等の措置を
講ずることにあるのであります。産業
の平和的且つ民主的な再建は、今日の
我が國におきまして最も基礎的な政策
の一つであります。財団法人理化学

研究所が再建整備せられしに曉に對
しましては、我が國産業の回復並びに
科学技術の振興に資するところは極め
て大なるものと期待されるのであ
ります。

以上が大体政府の提案の理由の説明
でありまして、法案はただ財団法人理
化学研究所を株式会社に変更するとい
うところに、從來ならばこれを或い
は政令でやつておるのであります。け
れども、特にそういう行き方を取らず
に、特に單行法を設けまして、そうし
て議會の審議に俟つたというのがこの
法案の行き方であるのであります。財
団法人の理化学研究所を今後これを株
式会社にするという場合におきまし
て、この經營の形態を特に株式会社に
求められたというところに、この商業
委員会としては、先ず何故にそれをそ
ういう株式会社にしたか、或いは從來
の財団法人の形態ではいけないのか、
或いは又綜合的な研究機關として、國
立として、予算も十分にやつて、本當
の意味の綜合的な研究所にしたいとい
うのではないか、あらゆる角度からこれ
を審議したものであります。特に
研究所の所長の仁科博士を煩わしまし
て、本心から一体株式会社が、いいの
か、或いは外の形態ではいけないのか
という点につきまして、委員の各位から
度々その方向を変えて質問をいたした
のであります。それに対しましてところ
の政府の答弁、或いは仁科博士の答弁
によりますと、國立にすると、予算
上、財政上の見地から、いろいろの拘
束があつて、今日の財政面その他の関
係から、國の援助には却つて限度があ
るのであつて、研究の使命を果すと

時に、必要な經費は自分で賄うとい
う体制にするのが現在では適當である。
又理化学研究所は民間の綜合研究機關
として民間の特色を持つておるから、
この從來の長所、特色を活かすために
は株式会社が適當であるという答
弁があつたのであります。又株式會社
にする、とかく營利主義の弊に陥つ
て、從來理化学研究所が行なつていた
純學術的研究をおろそかにする虞れが
ないかとの質問に對しまして、理化学
研究所の設立及び今日に歩いて來たそ
の今までの行き方が、これからやつて行
かうというのと大体同じ趣旨の下にや
つておるのであります。從來十分學
術的な研究もできておつたのでありま
して、公共性を失ふということはない
。又利益を度外視した研究を行うこ
とに何らの差支えがないのである。こ
ういふ答弁もあつたのであります。又
新會社は純然たる民間會社で、今後官
廳とは無關係となるのかどうかとい
う質問に對しましては、法律上は關係は
ないが、新會社の使命に鑑み、新會社が
自立の經營のできるまでは過渡的措置
として適當な國庫補助を行いたい。特
に二十二年度においては三百萬圓の補
助の予算を考へておるというやうなこ
とでありまして、監督官廳としては十
分新會社に對して關係を持つことにな
るのであります。又或る委員から、更
に亦現物出資となる理研の資産の評価は
安過ぎはせぬかという質問に對しまし
て、政府の答弁は、新會社の基礎を健
全にするため、企業再建整備法に基
く資産評價基準に則り、固定資産は帳
簿價格により、流動資産は時價を原則
としてこれを評價しておるのだとい

答弁なのであります。

ここに一言申し上げて置きたいこと
は、特に社會黨の中平常太郎委員か
ら、この經營形態についてはこれを國
營にするのが至當ではないか、特に大
臣からその点についての答弁を要求す
るという御発言がありまして、特に商
工大臣の出席を求めその点を質問い
たしたのであります。その大臣の答弁を
御紹介申し上げたいと存する次第であ
ります。商工大臣の曰くには、理化学研
究所のごときものを國立にすべきでは
ないか、片山内閣としては當然このよ
うなことを國立にすべきではないかと
いう國立國營論の御意見は、片山内
閣に對する聊か眞風の引倒しのやうな
感がありまして、少し面映いのであり
ます。現内閣をいたしましては、何も
かも國營にするということとはござい
ません。六月十一日の緊急經濟対策、更
に又片山内閣實現前の四黨政策協定に
おきまして、基礎産業、重要産業に
してその所期の目的を達することがで
きないものに対しては、國家が直接責
任を取れる形態を取るといふことを言
いましたので、こういう研究所のよう
なものと言つたものではございませ
んで、それは飽くまでも基礎産業、而も
從來の經營形態では所期の目的を達す
ることができないものというやうな政
策を採つた次第であります。尙又この
研究所のごときものは研究を主とし
て、營利を從として十分に成立つて行
くといふものを、一つの株式會社の形
態でやつて行くといふことも、我が國
としては一つの新しい試みである。
我々はこの決意の下にこれをやつた次
第であります。從つてこの研究を主、

營利を從とすることは、定款にもその趣
旨をはつきりして行きたいと考えま
すし、商工大臣としても、監督官廳と
して右の方針の下に監督指導をやつて
行く覚悟であるといふやうな答弁であ
つたのであります。

尙いろいろ質疑應答があつたのであ
りますけれども、その詳細は速記録に
よつて御了承をお願いすることにいた
しまして、ここに申し上げて置きたいこ
とは、定款にも研究が主であるとい
うことははつきり諒り建前になつてお
りますけれども、我々商業委員会として
は、これは理想的な一つの研究所に持
つて行かなければならぬ。將來の運
営についても何か特別の機關を必要と
するのではないかと、いろいろ議論
が出まして、とどのつまり、小委員会
を設けてそれを研究することにいたし
ました結果、小委員会におきましては、
なるべく當事者の責任において自由に
任した方がよろしい。この際我々とし
ては、この法案を議決する以前にその
趣旨を盛り込んで置きたい。従いまし
て附帶決議を附することにした方がよ
ろしいといふ見解に到着いたしまし
て、そうして附帶決議をこれに加える
ということに意見が一致したのであり
ます。今その附帶決議を申し上げます。
本措置は我が國現下の事態におい
て止むを得ないと認めるが、本研
究所に課せられた重要使命を達成のた
めには、その運営、人事及び財政等
に關して周到な考慮を拂うことが必
要である。
よつて次の如き諸點に關し適切な
処置を講ずることを強く要望する。
一、本社の事業は科学研究に第一義

的重要性を置き、研究部門の活動及び成果を本社の主たる目的とすべきである。

二、研究部門の自主独立性を認め、その組織、人事及び運営については、研究部門幹部にこれを一任して、会社役員は濫りに容喙すべきではない。

三、事業収益をもつて重要な研究費を賄い得ない場合には、政府は必要の研究補助金の支出は勿論金融上の便宜をも図るべきである。

以上の附帯決議を附して、そうして今後の運営の指針にさせたいというのが、委員全部の希望であつたのであります。

かくて質問應答を終りまして、そうして討議に移つたのであります。この討議に移りましてから、民主党的油井委員から、今回の処置は民間の創意工夫を完全に活かし、而も政府はこれに對して協力するという新しい行き方を打ち出すものである、この方法が満足の成果を挙げ得るならば、今後他の事業にも採用されて日本の再建に貢献するものと信じ、その措置に心から賛意を表する旨の発言があつたのであります。外に発言もありませんが、直ちに採決に入りまして、本案に附帯決議を附して、そうして委員一致可決すべき旨の決定に到達したものであります。これを以ちまして委員長

の報告を終る次第であります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせます。

【青木孝事朗読】
今十六日委員長から左の報告書を提出した。

○議長(松平恒雄君) この際議事日程を追加して、國家公務員法案及び國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案可決報告書

吉川末次郎 西田 天香
岩崎正三郎 太田 敏兄
山崎 恒 鈴木 憲一
伊達源一郎 山下 義信

要領書
一、委員會の決定の理由
本法案は新憲法の施行に伴い、官吏制度全般について改正の必要を生じたので、政府がこれを提出し、衆議院に於て修正を加えたものである。この法律は國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、職員を選挙し、且つ、指導すべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。先ず國家公務員の職を一般職と特別職に分け、一般職に属するすべての職に、この法律を適用する。この法律の完全な実施を確保するために人事委員會を設け、内閣が同委員會の同意を経て任命する人事委員三名の合議制により、人事行政の中樞を掌らしめる。

官職の基準として、人事委員會は職階制を設け、官職を職務の種類に應じて定めた職階別に、且つ、職務の複雑と責任の程度に應じて定めた等級別に、分類整理する。職員の任免は、その者の受驗成績、勤務成績又は選考の結果に基いて、これを行う。職員は給與は、その官職の職務と責任とに應じて支給する。職員の職務について、は、定期的に勤務成績の評定を行

い、又その能率の發揮及び増進については、調査研究を行い、計画を立て、その実施に努める。その他職員に對し、懲戒、地位の保障、服務、恩給、罰則等についても規定されている。最後に附則を以て、経過規定及び例外規定が定められている。

本法案は新憲法の下に於ける公務員制度の根本となるものであつて、その規定するところ概ね適切である。

二、事件の利害得失
國家公務員制度の根本法を定め、たもので、緊要欠くべからざる立法である。

三、費用
この法案を施行するために要する費用は、差当り臨時人事委員會事務局の本年十月より明年三月までの経費百七十二万六千円である。

國家公務員法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月十五日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松平恒雄殿
(小字及び一は衆議院修正)

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

國家公務員法案
國家公務員法目次
第一章 總則
第二章 人事委員會
第三章 官職の基準
第四節 通則

第二節 職階制
第三節 試驗及び任免
第一款 通則
第二款 試驗
第三款 任用候補者名簿
第四款 任用
第五款 休職、復職、退職及び免職

第四節 給與
第一款 給與準則
第二款 給與の支拂
第五節 能率
第六節 分限、懲戒及び保障
第一款 分限
第二款 懲戒
第三款 保障

第七節 勤務條件に関する行政措置の要求
第二款 職員に對する不利益な処分に関する審査
第三款 公務傷病に對する補償

第七節 服務
第八節 退職者に對する恩給
第四節 罰則
附則
國家公務員法
第一章 總則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない)たる職員について適用すべき各般の根本基準を掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、これを指導し、且つ、指導すべきことを定め、以て

國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一 一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省参事官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機關の長の各につき一人)
- 十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事院規則で指定するもの
- 十三 顧問、参事、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事院規則で指定するもの
- 十四 單純な勞務に雇用される者
- 十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で

指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び裁判所調査官

十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ)に、これを適用する。この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

第二章 人事院

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、人事院を置く。

人事院は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 職員の職階、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の総合調整に関する事項
- 二 職員の試験に関する事項
- 三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

第四條 人事院に左の職員を置く。

- 人事委員長 一人
人事委員 三人
人事官 三人
人事官補 一人
その他政令を以て定める職員

第五條 人事官は、人格が高潔で、

民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から兩議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

人事官の任命については、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

人事官の任免は、天皇が、これを承認する。

左の各号の一に該当する者は、人事官となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四十條に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党の役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。

人事官の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部若しくは高等学校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)を卒業した者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第六條 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

(任期)

第七條 人事官の任期は、六年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間在任する。

人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十八年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官廳以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事院規則の定める場合においては、この限りでない。

(退職及び罷免)

第八條 人事官は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

- 一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免を可とする決定された場合
- 三 人事官として引き続き十八年在任するに至つた場合

前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が兩議院の同意を経て、これを罷免するものとする。

但し、人事院規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。

前項の規定は、政党所屬關係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを準用する。

第三項の場合を除く外、人事官は、その意に反して罷免されることがない。

(人事官の弾劾)

第九條 人事官の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

内閣総理大臣は、人事官の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事官に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日

以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事官の彈劾の裁判の手續は、裁判所規則でこれを定める。
裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

第十條 人事官は、國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける。

第十一條 総裁は、人事官の中から、内閣総理大臣が、これを命ずる。

総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

総裁に事故のあるとき、又は総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

第十二條 人事院に人事官を以て組織する人事官會議を置く。事務局長は、幹事として人事官會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事官會議の議決を経なければならない。
人事院規則の制定及び改廃

二 第二十二條の規定による關係の長に対する勧告

三 第二十三條の規定による内閣総理大臣に対する意見の申出

四 第二十四條の規定による内閣総理大臣に対する報告

五 第二十九條の規定による職階制の立案

六 第三十六條（第三十七條において準用する場合を含む）の規定による選考基準の決定及び選考機関の指定

七 第四十八條の規定による試験機関の指定

八 第六十條の規定による臨時任用及びその更新に対する承認、臨時任用に係る職員の数、制限及びその資格要件の決定並びに臨時任用の取消

九 第六十三條の規定による給與準則の立案

十 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十一 第七十二條の規定による關係の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に関する立案

十二 第八十六條の規定による事案の判定

十七 その他人事官會議の議決によりその議決を必要とされた事項

人事官の定例会議は、人事院規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回開催することを常例としなければならない。

人事官會議の議事は、すべて議事録として記録しておくなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事官會議の議事に必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

（事務総局その他の機関）

第十三條 人事院に、事務総局を置き、人事院の権限に属する事項に関する庶務を掌らしめる。

人事院に、人事院規則の定めるところにより、地方の事務所を置くことができる。

第十四條 事務局長は、総裁の指揮監督を受け、事務総局の局務を掌理する。

人事院の官職以外の官職を兼ねてはならない。

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、内閣総理大臣の承認を経て、人事院規則を制定する。

人事院規則は、内閣総理大臣が、官報を以て、これを公布する。

（調査）

第十七條 人事院又はその指名する者は、官職についての就職状況、人事管理の状況その他人事行政に關する事項について調査することができる。

人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると思われる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

（給與の支拂の監視）

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監視する。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、第二項の規定による人事記録で、前項の規定による人事院規則に違反すると認めるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

（統計報告）

第二十條 人事院は、人事院規則の定めるところにより、職員在职關係に關する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

人事院は、前項の統計報告に關し必要があるときは、關係廳に對し隨時又は定期に一定の形式に基づいて、所要の報告を求めることができる。

（権限の委任）

第二十一條 人事院は、この法律に基く権限で重要でないものについて、これを他の機関をして行わしめることができる。この場合においても、人事院は、その権限の行使について責任を免れることができる。

（人事行政改善の勧告）

ることが出来る。

前二項の場合においては、人事委員会は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三條 人事委員会は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関する意見があるときは、その意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。

(業務の報告)

第二十四條 人事委員会は、毎年、内閣総理大臣に対し、内閣総理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

(人事主任官)

第二十五條 総理廳及び各省並びに人事委員会は、人事主任官を以て、人事委員会の指定するその他の機関には、その職の職員として人事主任官を置かなければならない。

(人事主任官會議)

第二十六條 この法律の実施に關し、人事委員会は、各省及びその他の機関の間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾なきを期するため、人事主任官會議を置く。

人事主任官會議は、議長及び委員を以て、これを組織する。

議長は、事務局長を以て、委員

は前條の人事主任官を以て、これに充てる。

人事主任官會議は、人事行政に關する重要事項につき、總裁に建議することが出来る。

前四項に定めるものの外、人事主任官會議に關し必要な事項は、人事委員規則でこれを定める。

第三章 官職の基準

第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手続に従い、随時変更せられうるものとする。

第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九條 職階制は、法律でこれを定める。

第三十條 人事委員会は、職階制を確立し、官職を職務の種類に應じて定めた職階別に、且つ、職務の複雑と責任の度に應じて定めた等級別に、分類整理しなければならない。

職階制においては、職種及び等級を同じくする官職については、同一の資格要件を必要とするものと、且つ、当該官職に就いてい

る者に対しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

(職階制の実施)

第三十條 職階制は、職階制を実施することが出来るものから、逐次これを実施しなければならない。

(官職の格付)

第三十一條 職階制を実施することとなつた場合においては、人事委員会は、人事委員規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職階及び等級に格付しなければならない。

人事委員会は、人事委員規則の定めるところにより、随時、前項に規定する格付を再審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

第三節 試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員は、その者の受験成績、勤務成績又は

その他の能力の実証に基いて、これを行う。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事委員規則でこれを定める。

第一款 通則

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び轉任をいう。

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することを用いる。

この法律において昇任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職階に属する上の等級の官職に任命することを用いる。

この法律において降任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職階に属する下の等級の官職に任命することを用いる。

この法律において轉任とは、現に官職に就いている者をその官職と同一の職階及び等級に属する他の職又は同一職の他の部署の官職に任命することを用いる。

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事委員規則に別段の定めがある場合を除いては、採用、昇任、降任又は轉任のいずれか一の方法により、職員を任命することができ

る。但し、人事委員が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六條 職員は、競争試験によるものとす。但し、人事委員規則の定める職階及び等級について、人事委員の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事委員の定める基準により、人事委員又はその定める選考機関が、これを行う。

職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事委員規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職階で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條 職員の昇任は、その官職と同一の職階に属する直近下級の等級の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という)によるものとする。但し、人事委員は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範囲を、その所轄部内の職員に限ることが出来る。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事委員が、当該在職者の間における試験によることを適当でないと認める場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務実

續に其く選考により、これを行
うことができる。

前條第二項の規定は、前項の選
考にこれを準用する。

(欠格條項)

第三十八條 左の各号の一に該当す
る者は、人事院規則の定める場合
を除くの外、官職に就く能力を有
しない。

一 禁治産者及び準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、そ
の執行を終るまで又は執行を
受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分(第八條第二
項第二号の事由による罷免によ
るその他人事院規則の定める懲
戒免職の処分に準ずるものを含
む)を受け、当該処分の日から
二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務局長
の職にあつて、第百八條又は第
百九條第三号に規定する罪を犯
し刑に処せられた者

五 日本國憲法施行の日以後にお
いて、日本國憲法又はその下に
成立した政府を暴力で破壊する
ことを主張する政党その他の團
体を結成し、又はこれに加入し
た者

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九條 何人も、左の各号の一
に掲げる事項を実現するために、
金錢その他の利益を授受し、提供
し、要求し、若しくは授受を約束
し、○脅迫、強制その他これに類
する方法を用い、○直接たると間

接たるとを問はず、公の地位を利
用し、○その利用を提供し、要求
し、若しくは約束し、又はこれら
の行為に關與してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の
不承諾

二 試験若しくは任用の志望の撤回
又は任用に対する競争の中止

三 任用、昇給、留職その他官職
における利益の実現又はこれら
のことの推薦

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十條 何人も、試験、選考、任用
又は人事記録に關して、虚偽又は
不正の陳述、記載証明、採点、判
断又は報告を行つてはならない。

(受験又は任用の阻害及び情報提
供の禁止)

第四十一條 試験機關に属する者そ
の他の職員は、受験若しくは任用
を阻害し、又は受験若しくは任用
に不当な影響を與える目的を以て
特別若しくは秘密の情報を提供し
てはならない。

第二節 試験

(試験実施の場合)

第四十二條 試験は、人事院規則の
定めるところにより、職種及び等
級に應じ、これを行う。

(受験の欠格條項)

第四十三條 第四十四條に規定する
資格に關する制限の外、官職に就
く能力を有しない者は、受験する
ことができない。

(受験の資格要件)

第四十四條 人事院は、人事院規則
に、人事院は、人事院規則

則により、受験者に必要な資格と
して職種及び等級に應じ、その職
務の遂行に欠くことのできない最
小限度の客観的且つ画一的な要件
を定めることができる。

(試験の内容)

第四十五條 試験は、職務遂行の能
力を有するかどうかを判定するこ
とを以てその目的とし、その内容
は、實際的なものであることを要
する。

(採用試験の公開平等)

第四十六條 採用試験は、人事院規則
の定める受験の資格を有するす
べての國民に對して、平等の條件
で公開されなければならない。

(採用試験の告知)

第四十七條 採用試験の告知は、公
告によらなければならない。

前項の告知には、その試験に係
る職種及び等級についての職務及
び責任の概要及び給與、受験の資
格要件、試験科目及びその各科目
の比重、試験の時期及び場所、願
書の入手及び提出の場所、時期及
び手続その他の必要な受験手続並
びに人事院が必要と認めるその他
の注意事項を記載するものとする。

第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、
受験の資格を有するすべての者に
對し、受験に必要な事項が漏れな
く判明することできるように、
これを行わなければならない。

人事院は、受験の資格を有する
と認められる者が受験するよう
に、常に、努めなければならない。

(試験機関)

第四十八條 試験は、人事院規則の
定めるところにより、人事院の定
める試験機関が、これを行う。

(試験の時期及び場所)

第四十九條 試験の時期及び場所
は、國內の受験資格者が、無理な
く受験することができるよう、
これを定めなければならない。

第三款 任用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十條 試験による職員の任用に
ついては、人事院規則の定めると
ころにより、職種及び等級に應
じ、任用候補者名簿(採用候補者
名簿及び昇任候補者名簿)を作成
するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一條 採用候補者名簿には、
当該職種及び等級の官職に採用す
ることができる者として、採用試
験において合格点以上を得た者の
氏名及び得点を、その得点順に記
載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)

第五十二條 昇任候補者名簿には、
当該職種及び等級の官職に昇任す
ることができる者として、昇任試
験において合格点以上を得た昇任
候補者の氏名及び得点を、その得
点順に記載するものとする。

(名簿の閲覧)

第五十三條 任用候補者名簿は、受
験者、任命應募その他関係者の請求
に應じて、常に閲覧に供されなけ
ればならない。

(名簿の失効)

第五十四條 任用候補者名簿が、そ
の作成後一年以上を経過したと
き、又は人事院の定める事由に該
当するときは、何時でも、人事院
は、任意に、その全部又は一部を
失効させることができる。

第四款 任用

(任命権者)

第五十五條 職員の任用は、採用試
験による場合、昇任試験による場
合又はその他の場合を問はず、す
べて任命権者が、これを行う。

任命権は、法律に別段の定め
のある場合を除いては、その官職の
等級の別に従ひ、政令の定めると
ころにより、内閣、内閣総理大臣
又は各大臣その他の機関の長に屬
する。

前項に規定する機関の長たる任
命権者は、政令の定めるところに
より、その任命権を、その部内の
上級の職員に限り委任することが
できる。

(採用候補者名簿による採用の方
法)

第五十六條 採用候補者名簿による
職員の採用は、当該採用候補者名
簿に記載された者の中、採用すべ
き者一人につき、試験における高
点順の志望者五人の中から、これ
を行うものとする。

(昇任候補者名簿による昇任の方
法)

第五十七條 昇任候補者名簿による
職員は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高
点順の志望者五人の中から、これ
を行うものとする。

(任用候補者の推薦)

第五十八條 任命権者が職員を採用
し、又は昇任しようとする場合に
おいて、その請求があるときは、
人事委員、人事院規則の定めると
ころにより、任命権者に対し、当
該任用候補者名簿に記載された任
用候補者の中当該任用の候補者た
るべき前二條の規定による員数の
者を提示しなければならない。

(條件附採用期間)

第五十九條 人事院規則の定める職
種及び等級の職員の採用は、すべ
て條件附のものとし、その職員
が、その官職において六月を下ら
ない期間を勤務し、その間その職
務を良好な成績で遂行したとき
に、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項
は、人事院規則でこれを定める。

(臨時の任用)

第六十條 任命権者は、人事院規則
の定めるところにより、緊急の場
合、臨時の官職に關する場合又は
任用候補者名簿がない場合には、
人事委員の承認を得て、六月を超え
ない任期で、臨時の任用を行うこ
とができる。この場合において、
その任用は、人事院規則の定める

ところにより人事委員の承認を得
て、六月の期間で、これを更新す
ることができるが、再度更新する
ことはできない。

人事委員は、臨時の任用につき、
職種又は等級により、その員数を
制限し、又は、任用される者の資
格要件を定めることができる。

人事委員は、前二項の規定に違反
する臨時の任用を取り消すことが
できる。

臨時の任用は、任用に際して、
いかなる優先権をも與えるもので
はない。

前四項に定めるものの外、臨時
的に任用された者に對しては、こ
の法律及びこれに基いて発する政
令及び人事院規則を適用する。

第五款 休職、復職、退

職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一條 職員の休職、復職、退
職及び免職は任命権者が、これを
行う。

第四節 給與

(給與の根本基準)

第六十二條 職員の給與は、その官
職と職務と責任に應じてこれをな
す。

前項の規定の趣旨は、できるだ
け速かに、且つ、現行制度に適當
な考慮を拂いつつ、可能な範囲に
おいて、達成せられるべきものと
する。

第一款 給與準則

(給與準則による給與の支給)

第六十三條 職員の給與は、法律に
より定められる給與準則に基いて
なされ、これに基かずには、いか
なる金銭又は有價物も支給せられ
ることはできない。

人事委員は、必要な調査研究を行
い、職務に適合した給與準則を
立案し、これを内閣総理大臣に提
出しなければならない。

第六十四條 給與準則には、俸給表
が規定されなければならない。

俸給表には、等級ごとに俸給額
が一定の幅を以て、明確に定めら
れ、且つ、生計費、民間における
賃金その他の事情を考慮して定め
らるべきものとする。

第六十五條 給與準則には、前條の
俸給表の外、左の事項が規定され
なければならない。

(給與準則に定むべき事項)

一 同一等級内における俸給の昇
給の基準に關する事項

二 その官職に職務が初めて適
用せられる場合の給與に關する
事項

三 時間外勤務、夜間勤務及び休
日勤務に對する給與に關する事
項

四 特別地域勤務、危険作業その
他特殊な勤務に對する手当に關
する事項

五 常時勤務を要しない官職、生
活に必要な施設の全部又は一部
を官給する官職その他勤務條件
の特別なものについて、人事院
のなす給與の調整に關する事項

前項第一号の基準は、勤続期間、
勤務能率その他勤務に關する諸要
件を考慮して定められるものとす
る。

(給與額の決定)

第六十六條 職員は、その官職につ
き職務に關して定められた職種
及び等級について給與準則の定め
る俸給額が支給せられる。

職員の給與準則の基準を決定す
る場合においては、職務に關係の
ない事項によつて、差別が設けら
れてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事委員は、給與準則に
關し、常時、必要な調査研究を行
い、給與額を引き上げ、又は引き
下げる必要を認めるときは、遅滞
なく改訂案を作成して、これを内
閣総理大臣に提出しなければならない。

第二款 給與の支拂

(給與簿)

第六十八條 職員に對して給與の支
拂をなす者は、先ず受給者につき
給與簿を作成しなければならない。

給與簿は、何時でも人事委員の
職員が検査し得るようになしておか
なければならない。

前二項に定めるものを除いて
は、給與簿に關し必要な事項は、
政令又は人事院規則でこれを定め
る。

(給與簿の検査)

第六十九條 職員の給與が法令又は
人事院規則に適合して行われるこ

とを確保するため必要があるとき
は、人事委員は給與簿を検査し、必要
があると認めるときは、その是正
を命ずることができる。

(違法の支拂に對する措置)

第七十條 人事委員は、給與の支拂が、
法令又は人事院規則に違反してな
されたことを発見した場合に、
自己の権限に屬する事項について
は自ら適當な措置をなす外、必要
があると認めるときは、事の性質
に應じて、これを會計検査院に報
告し、又は檢察官に通報しなけれ
ばならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一條 職員の能率は、充分に
發揮され、且つ、その増進がはか
られなければならない。

前項の根本基準の実施につき、
必要な事項は、この法律に定める
ものを除いては、人事院規則でこ
れを定める。

人事委員は、職員の能率の發揮及
び増進について、調査研究を行い、
これが確保のため適切な方策を講
じなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條 職員の職務について
は、その所轄廳の長は、定期的に
勤務成績の評定を行い、その評定
の結果に應じた措置を講じなけれ
ばならない。

人事委員は、前項の勤務成績の評
定及びその記録に關し必要な事項
を定める権限を有し、且つ、この

法律の趣旨に則つて職員の能率の発揮及び増進のためにとるべき措置を関係廳の長に勧告する権限を有する。

人事委員会

人事院は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績のいじむるしく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(能率増進計画)

第七十三條 人事院及び関係廳の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の教育訓練に関する事項
- 二 職員の保健に関する事項
- 三 職員の元氣回復に関する事項
- 四 職員の安全保持に関する事項
- 五 職員の厚生に関する事項

前項の計画の樹立及び実施に関し、人事院は、その総合的企画並びに関係各廳に対する調整及び監視に當る。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四條 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限

(身分保障)

第七十五條 職員は、法律に定める

事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六條 職員が第三十八條各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(懲戒による失職)

第七十七條 職員の懲戒に関する規程は、別に法律でこれを定める。

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が著がらない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

合

(休職の効果)

第七十九條 前條第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の五分の一を受ける。

(適用除外)

第八十條 左に掲げる職員の分限については、第七十五條、第七十七條乃至前條及び第八十八條乃至第九十一條の規定は、これを適用しない。

- 一 臨時的職員
- 二 條件附採用期間中の職員
- 三 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り降職又は過員となつた職員
- 四 職階制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいづれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十一條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は譴責の処分をすることができる。

人事院規則に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(懲戒の効果)

第八十二條 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

(懲戒権者)

第八十三條 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

(刑事裁判との関係)

第八十四條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に関し懲戒の手続を進めることができる。

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第八十五條 職員は、俸給、給料その他のあらゆる勤務条件に関し、人事院に對して、人事院又はその職員の所轄廳の長により、適當な行政上の措置が行われることを要求することができる。

(事案の審査及び判定)

第八十六條 前條に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般國民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を発揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

第八十七條 人事院は、前條に規定する判定に基き、勤務条件に關し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に屬する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄廳の長に對し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

第八十八條 職員に對し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに對しいちじむるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に

對し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。

職員が前項に規定するいじむるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

(審査請求)

第九十九條 前條第一項に規定する処分を受けた職員は、処分説明書を受理した後三十日以内に、人事院に、その審査を請求することができる。

(調査)

第九十條 前條に規定する請求を受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事実を調査しなければならない。

前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行われなければならない。

処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該事件に關し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(調査の結果採るべき措置)

第九十一條 前條に規定する調査の結果、処分が正当であることが判明したときは、人事院はその処分を確定しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その処分が事実と相違し、その他正当でないことが判明したときは、人事院は、その処分の取消又は変更、その職員の官職上の権利の回復、その職員がその処分の結果受けた不正の訂正及びその職員がその処分の結果失つた給與に關する補償につき、その職權に屬するものは、自らこれを実行し、その他のものは、これに關する意見を内閣総理大臣に申出なければならない。

内閣総理大臣は、前項に規定する申出のあつた場合においては、その申出の趣旨に従ひ、その職員の所轄廳の長に對し、指示を與える等必要な措置を講じなければならない。

第三目 公務傷病に對する補償

第九十二條 職員が公務に基き死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に對し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十三條 前條の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困難に對する職員の保護に關する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に對する補償に關する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡當時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に對する補償に關する事項

(人事院の補償制度立案の責務)

第九十四條 人事院は、なるべく速かに補償制度の研究を行い、その成果を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十五條 すべて職員は、國民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十六條 職員は、人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務)

第九十七條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に従ふ。

に従ふなければならない。但し、上司の職務上の命令に對しては、意見を述べることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第九十八條 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官廳全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第九十九條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に屬する事項を發表するには、所轄廳の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相當する官職の所轄廳の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事院規則の定める條件及び手續に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、特別の事情により所轄廳の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

(政治的行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行為に關與してはならない。

職員は、人事院規則で別段の定をした場合を除いては、公選による公職の候補者となることができない。

(私企業からの隔離)

第一百二條 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という)を営むことを目的とする会社その他の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄廳の長の許可を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に對し、人事院は、人事院規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基き、企業に對する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないときと認めるときは、その

旨を当該職員に通知することができ
る。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について異議があるときは、その通知を受領した後三十日以内に、人事院に異議の申立をすることができ、

第九十條第二項及び第三項の規定は、前項の異議の申立のあつた場合に、これを準用する。

第六項の異議の申立をしなかつた職員及び人事院が異議の申立について調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つた、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の関与制限)
第九十條 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)
第九十條 職員は、職員として法令による職務を担当する以外の義務を負わなければならない。

(勤務条件)
第九十條 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

前項の人事院規則は、この法律

の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第八節 退職者に対する恩給
(退職者に対する恩給の根本基準)
第九十條 職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が與えられなければならない。

前項の恩給に關して必要な事項は、法律によつてこれを定める。公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した者又は公務に基き死亡した者の遺族に対しては、法律の定めるところにより、恩給を與えることができる。

(恩給制度の目的)
第九十條 前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の當時直接扶養する者を以て、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適當な生活を維持するために必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない。

前條第三項の場合においては、第九十條の規定による補償制度との間に適當な調整が図られなければならない。

恩給制度は、健全な基礎のもとに計画され、人事院によつて運用されるものでなければならない。

人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならない。

第四章 罰則
第九十條 第三十九條の規定による禁止に違反した者は、三年以下の懲役又は、万円以下の罰金に処する。

前項の者の收受した金銭その他の利益は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
一 第十七條第二項の規定により、証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
二 第十七條第二項の規定により、書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者
三 第四十條又は第四十一條の規定による禁止に違反した者
四 第九十條第二項の規定による禁止に違反した者

禁止に違反した者
第九十條 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け、正当の理由がなくこれに應ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写の提出を求められ、正当の理由がなくこれに應じなかつた者は、これを三千円以下の過料に処する。

附則
第一條 この法律中附則第二條の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

人事院は、遅くとも昭和二十四年一月一日には設置されなければならない。

この法律中人事院及び服務に關する規定(これらに關する附則の規定を含む。)以外の規定は、法律

律又は人事院規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができ、

第二條 内閣總理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。
臨時人事委員会は、この法律の施行に必要な範囲内において、官職、在職状況その他人事行政一般に關する調査その他の準備の事務を掌る権限を有する。

臨時人事委員会は、昭和二十三年七月一日から人事院の設置に至るまで、この法律に定める人事院の職権を行う。この場合において、この法律中「人事院」とあるのは「臨時人事委員会」とあるのは「臨時人事委員会」と読み替へるものとする。

臨時人事委員会は委員長及び委員二人を以て、これを組織する。委員長及び委員は、人事院が設置されたときは、退職するものとする。この場合においては、委員長は、遲滞なくその事務を人事院に引き継がなければならない。

第五條第一項、(兩議院の同意に關する部分を除く。第三項乃至第五項及び第十一條第二項の規定は、委員長及び委員について、これを準用する。

臨時人事委員会に事務局を置く。事務局に事務局長一人及び政令で定める所要の職員を置く。
臨時人事委員会の権限を実施する

第三條 第五條第六項にいう大学学部又は高等學校には、大学令による大学学部又は高等學校令若しくは專門學校令による高等學校若しくは專門學校を含むものとする。

第四條 最初に任命される人事官の任期は、第七條第一項本文の規定にかかわらず、一人は四年、他の一人は三年とする。この場合において、いずれの人事官の任期を、いずれとするかは、内閣總理大臣が、これを決定する。

第五條 總裁以外の人事官が、ともに最初に任命された人事官である場合において、第十一條第三項の規定を適用するについては、同項中「先任の人事官」とあるのは、「任期の長い人事官」と読み替へるものとする。

第六條 第三十八條第三号にいう懲戒免職の処分には、從前の規定による懲戒免職を含むものとする。

第七條 從前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、なお從前の例による。

第八條 第八十一條第二号又は第三号の規定は、同條の規定適用前の行為についても、また、これを適用する。

第九條 人事院の指定する日において

て、その指定する官職に在任する者は、人事院規則の定めるところにより、この法律に基く試験又は選考に合格し、その他その官職の應ずる職種及び等級に必要な資格要件を具備し、且つ、この法律に基く手続によりその官職に就いた者とみなす。但し、附則第十一條に規定する者については、この限りでない。

第十條 前條の規定による官職の指定があつた場合において、その官職に任用される臨時職員については、任命権者は、人事院の承認を得て、第六十條第一項に規定する任期に関する制限にかかわらず、前條の規定により指定された日から三年を超えない期間、その者を在任させることができる。

第十一條 人事院の指定する日において、総理府若しくは各省の外局若しくは内局又は人事院の指定する機関の長及び次長その他これらに準ずべき官職で人事院の指定するものに在任する者は、人事院規則の定めるところにより、その際前條の規定による臨時職員に任用されたものとみなす。但し、その在任は、昭和二十三年七月一日から三年を超えないこととできない。

前項に規定する官職については、人事院は、遅くとも昭和二十三年七月一日から二年以内に、職階の格付及び試験又は選考の実施ができるように努めなければならない。

第十二條 第九十九條の規定は、從

前職員であつた者で同條の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三條 外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の一般職に属する職員に關し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一條の精神に反するものであつてはならない。

第十四條 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する政府職員に關する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事院規則でこれを定める。

審査報告書

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十月十六日

決算委員長 下條 康鷹

衆議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西山 龜七	小野 哲
今泉 政喜	谷口彌三郎
平野善治郎	竹中 七郎
小川 友三	北村 一男
帆足 計	田中 利勝
吉川末次郎	西田 天香
岩崎正三郎	太田 敏兄

山崎 恒 鈴木 憲一
伊達源一郎 山下 義信

要領書

一、委員会の決定の理由
官吏の任免その他身分上の事項、給與に關する事項及び服務に關する事項については、その官職に關して國家公務員法の規定が適用せられるまでの間は、從前の例によることとするのが必要であるから、本法の制定は適切である。

一、事件の利害得失

本法は國家公務員法が適用せられるまでの暫定的規定として必要である。

一、費用

本法案の実施について別段の費用を要しない。

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月十五日

衆議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長松平恒雄殿

(小字及び一は衆議院議長)

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

官吏の任免、敘級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給與に關する事項及び服務に關する事項については、その官職に關して國家公務員法の規定が適用せられるまでの間は、從前の例による。但し、法律又は國家公務員法第十六條の人事

委員會議決
院規則を以て別段の定をなしたときは、その定による。

前項但書の規定による定は、國家公務員法の精神に沿うものでなければならない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第一項中「國家公務員法第十六條の人事院規則」とあるのは、昭和二十三年六月三十日まで「政令」と読み替へるものとし、その政令は、臨時人事委員會の助言に基いて定められなければならない。

〔下條康鷹君登壇、拍手〕

○下條康鷹君 只今議題に上りました國家公務員法案外一件に対する委員會における審議の状況につきまして御報告申し上げたいと存じます。この法案は行政機關を所管する決算委員會に付託せられたのであります。官廳職員組合等の関係もありまして、労働委員會と連合委員會を開きまして、又衆議院の決算委員會との間に合同審査會を開きまして、公聴會に代る十人の証人の出頭を求めまして各方面の意見を聴いたのであります。九月二十五日に政府から提案趣旨の説明を聴取いたしました。今朝に至るまで十三回の委員會を開きました。慎重審議を重ねたのであります。この間政府からは片山総理大臣、齋藤國務大臣その他政府委員が多数出席されまして、答弁説明があつたのであります。

先ず國家公務員法の内容について申し上げます。官吏制度の全般に亘りまして根本的改正を要すること、すでに久しき以前から問題となつておつたところでありまして、新憲法の実施に伴ひまして所要の改正がいよいよ切実を加へることになつたのであ

ります。要するにこの法案は國家公務員に對して適用すべき根本の基準を定めたものであります。即ち民主主義的な方法で公務員を任命し、これを指導し、これによつて公務員の能率の運営を保障せんとするものであります。この法案は先ず國家公務員を一般職と特別職に分ちまして、その一般職にこの法律の規定を適用せんとするものであります。案の中心の事項は人事委員會の設置、職階制の確立であります。人事委員會と申しますのは、主として人事行政を統合調整するものであります。内閣總理大臣の所轄の下に設けられまして、三人の國務大臣級の人事委員を以て構成し、その人選は兩院の同意を要することになつてゐるのであります。職階制といふのは、すべての公務員を縦に職務の種類によりまして先づ区分し、更に横に職務の複雑さと責任の程度に應じて等級を劃分するものであります。國家公務員をそれぞれ分類いたしまして、職務の種類と等級の同じ官職には資格と給與を同じくしようとするのが目的であります。今日まで我が國に行われましてところの任官手続や、或いは身分的上下によつて區別したものは、全然異なつた仕組に相成つておるのであります。その外試験、任免、給與、分限等、凡そ國家公務員に關するすべての人事規定を一總めにしておるのであります。國家公務員法の適用を受けます人員は、本年五月現在で二百二十万九千余人に達します。そうしてこの法律施行のために要する経費は、法律実施と共に設けられます臨時人事委員會事務局の経費が年額三百五十万円近いのであります。

もう一つの法律案、國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案、これは官吏の身

ります。(「冗談を言っている」ノー)と
呼ぶ者あり)さうな点から考へま
して、極めて簡潔的な説明はありま
すが、(「さうだろ」と呼ぶ者あり)
私はこの法律案に対して諸君と共に賛
意を表したいと存するものでありま
す。(「それは駄目々々」と呼ぶ者あり)
併しながらこの國家公務員法案は決
して完全無欠とは言えないのでござい
ます。(「勿論」と呼ぶ者あり)すで
委員長がその報告の中に詳細申述で
おりますように、將來これが実施後
において、その運営に當つて十分な檢
討を加へ、又國會といたしましても十
分な監視をいたさなければならぬこ
とは、申すまでもないのでございま
す。特に私はこの際政府に対して要望いた
したいことは、國家公務員制度が確立
されることによりまして國家公務員の
能率の増進を図る目的を達成すること
は、誠に望ましいこととございする
が、併し國家公務員が公務員としてそ
の能率を十分に發揮いたしするた
めには、同時に行政組織の能率的な運
営に俟たなければなりませんし、若し現
在の行政組織において多くの改革をい
たさなければならぬ点があるとす
るならば、政府は國家公務員制度の確立
と相俟つて速かに行政組織の改革に手
を着ける責任があると存するのであり
ます。(拍手)(「さうだ」と呼ぶ者あり)
これによりまして、官吏諸君が單に官
吏たるの故にのみ責任を負うべきであ
るということを示しますことは余りに
苛酷でありまして、官吏諸君が眞に能
率的な奉仕をいたしますための組織の
面においても、十分に政府がこれに思
いをいたして、改革の手を伸ばさなけ
ればならないと私は存するのでござい
ます。(「それで終り」と呼ぶ者あり)そ
れにつきましては、勿論國家公務員法
自体においてのみこれを達成すること

は困難だらうと存じますが、官吏その
ものの再教育の問題その他の点につき
ましては、政府が格段な措置を採られ
んことを要望するものであります。尚
我々國民の立場におきましては、從來
いゆる官尊民卑という言葉を我々小
さい頃から耳にいたしているものであ
りますが、かような思想がいかにして起
つて来たかということは、十分に反省
をいたさなければならぬのだらうと思
うのであります。我々が官吏の行動を
批判し、又その責任を追及いたします
ことは勿論當然であります。同時に
官吏をしてかくあらしめないうちに、
國民全体が眞に官吏制度の民主化のた
めに熱意と協力を惜まない。この態
度を取るべき必要があるらうと私は存
するのであります。(拍手)さうな意味
におきまして、國家公務員法が成立し
たしまして以後において、これが実施
の際におきましては、我々國民もさう
いう官吏諸君と共に、又政府と共に、
國家公務員制度が眞にその実を結び得
ますように十分なる協力をいたさなけ
ればならないと、かように存するので
ございします。

最後に私は官吏諸君に対して一言申
上げたいと存じます。今回の公務員制
度が確立いたしました場合において、
或いは種々の意見がございするらう
又批判もあることは、重々お察しいた
すのでございします。併しながら今日の
情勢を十分に我々が認識いたしますこ
とによつて、官吏諸君が國民全体の奉
仕者である立場を十分に御了承を願つ
て、國家公務員制度が官吏諸君の力に
よつて、又官吏諸君の協力によつて、
又將來における立派な公務員制度が確
立するために、官吏諸君の格別なる
又熱意の籠つた自重されたところの行
動によつて、國家公務員制度がその実
を結ばれるように努力されますことを

切に希つてやまないものであります。こ
れを以て私の賛成の言葉を終りたいと
思ひます。御清聴を感謝いたします。
(拍手)
○議長(松平恒雄君) 岩間正男君。
○岩間正男君 國民の代表としての我
國會議員の責任の名におきまして、
私は遺憾ながらこの國家公務員法案に
全面的な反対をせざるを得ないのであ
ります。(拍手)今日終戦後の軍閥がす
でに解体し、又財閥も形の上ではあり
ますが、解消を遂げつつある中にお
きまして、日本の官僚制度は國民の前
にぎり／＼その對決を迫られておるの
であります。過去の官僚制度がこの戰
争中にいかうなことをなしたか、そ
うして又その原因はどこにあつたかと
いうことについては、國民は余りにも
よくこれを了解しておるのであります。
従ひまして、この度民主的な構置
によつて國家公務員法案が新しく設
けられるとするならば、當然そのよう
な過去の弊害を一掃し、眞に時代にふ
さわしいところの、現実に適應したと
ころの法案の制定こそが望ましい次第
であります。彼の今次水害によつて発
生したところの櫻堤の決壊における
ところの官僚の取つた措置のごとき
は、國民が余りにもこれを知つてお
る。僅か一時間半か二時間の時間を有
効に使うならば、あの江東におけると
ころの五十万の罹災者を出さなかつた
というところの反省は、國民として
は何とも言えないところの一つの後悔
の念であり、残念に堪えない次第であ
ると思ふのであります。(拍手)従いま
して、このような官僚のセクシヨナリ
ズム、綱張主義、更にいへばそこか
ら發生したたつたところのあの瀆職問
題、人民に對する越權、こいういふもの
を根本的に除去するところの法案の制
定を、今日國民大眾は要望しておる

私は考へる。(「ヒヤ／＼」と呼ぶ者あ
り)(拍手)然るにこの公務員法案はこ
の要望に果して應へ得ておるのであら
うか、私は断じて否と言わざるを得な
いのであります。(同感)と呼ぶ者あ
り)
先ず第一に、今次のこの國家公務員
法案における骨子となるものは、正に
人事院の行政機構並びに職階制にある
と思ふのであります。然るにこの人事
院の構成を見ますと、先程も述べられ
たのであります。その人員が三人の
寡少な委員によつて構成されては、
僅かに總理大臣の訴追によるところの
彈劾によつて免職するところの
、甚だ國民大眾の意向を全面的に反
映しない方式を取られております。然
るにその事務局、事務総長の権限とい
うものは、さういふようなものはずべ
く人事院規則によつて独断的にこれが
なされるような方式を取られておる。
これを過去の日本の官僚政治の欠陥か
から見ますと、今日十分にその弊害
が除去されない現在において、この形
が若し取られますときは、明らかに
そこに官僚勢力の一大厄大なるもの
が残存するといふことを私はここで鋭
く指摘したいと思ふ。恐らく今までのこ
の官僚政治のあり方については、國民
自身がこのことを痛切に今日批判して
おるのであります。これによつて十
分なる措置が今のやうな人事院の構成
によつて私にはなされるものとは断じて
思えないのであります。こいういふ点に
ついて或いは穿つた言ひ方かも知れま
せんけれども、今國民の前にさらされ
ておるところの過去の官僚の勢力を、
何らかの形で合法的に温存しようとし
る一つの現われであるといふことを私
達は指摘せざるを得ないのであります。
(拍手)こいういふ点におきまして、
而もここに私のはつきりした見通しを
以てするならば、歴大な人事院を中心

としたところの官僚の一大勢力が發生
するであらうといふこと、さうし
てそこから、今まで從來最も官僚
を貧血に陥れ、みすばらしいこと
ところの強大な権力関係が發生するた
であらうといふこと、さうしてその権力
関係は人民の公僕であるところの今後
の官吏自身の民主化の問題とは、非常
に深い関係があるといふこと、つまり
その強大な権力の下には、恐らく下級
官吏諸君の権力というものは正倒さ
れ、今までのような権力関係の下に連
なつた服従の義務だけが強いられる。
さうしてそこから官僚自身の眞に根強
いところの活動がなされない。そのよ
うないじ／＼した関係に置いては、そ
れは對人、國民との関係において恐ら
く権力を傳ずる者は又同時に権力を濫
使するものである。従つて恐らくそれ
らの官僚諸君は満たされたいところの
一つの権力関係を、國民大眾の前に依
然として推し及ぼすであらうといふこ
と、そこに國民に對するところのい
ゆる越權が、依然として離れないこと
の機構が、官僚、人事院構成との一
連の連関において發生することを私は
憂へざるを得ないのであります。こ
ういふ点から考へて、この人事院の構成
そのものに私は断じて承服することが
できない。

次に、この法案の反対理由の第二の
要点としまして、私はこの実施を受け
るところの公務員諸君、この公務員諸
君は同じく先程から申されましたよう
に、勤勞大眾であるといふこと、而も
勤勞大眾の目覚めを以てここに立ち上
つておるといふこと、而もこれら勤勞
大眾であるところの公務員諸君に對し
て與えるところの基本的ないろ／＼な
權益に對しては、甚だ薄く、これを強
い、服従を強いる点において非常に厚
いといふこと、つまり分限令、服務規
程、その他政治上の制限拘束その他い

ろいろこれを挙げる事ができるのであります。ありますが、そういう面において非常に首枷を強加し加えながら、而もその基本的な生活権の上におけるところの、更に基本的な人権の上におけるところの拘束が余りにも多いというところ、この事柄は、決して日本の眞の公務員の民主化は招来されないという事を私は考えるものであります。今日全官公二百五十万の諸君は労働組合を以て立ち上つておる。このことは日本民主化の中において最も特筆すべき、而も重要な事柄であります。而もこの自覚は何であるか、つまり過去の官僚制度の中において彼等自身が権力の下に縛られ、服従を強いられた、がんじがらめにされ、そして貧血に陥り、人間的な基礎を失ひ、消極的な姿を取つていたことに對し、これに對して基本的人権の復活を目前し、豊かな人間性を回復し、人間革命をなさんとするところの熱意の表現であると思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)このような労働組合の基本的な立ち上りに對して、當然この公務員法案は、先程中野議員からも申された点でありますけれども、十分にこれを育つて行くところの親の発動としての、この公務員法案が制定されなければならぬに拘わらず、これを双葉のうちに摘み取るところの方式によつて、この公務員法案が與えられておるというところは、私の斷じて承服することのできないところであります。(「然り」と呼ぶ者あり)

(拍手)今日勤勞公務員諸君の自覚はどの点に達しておるかという事を申し上げるならば、例えば今次公務員法案に對する全面的な反對が、公務員の労働組合を通じてなされたのであります。が、その中で彼ら自身が、いわば自分の不利益になるところの演職、若しくは自分の勤務怠慢に對するところの國民大衆の弾劾権をみづからにおいて要求しておる。更に過去の官僚制度の腐敗の一個の原因であつたところの恩給制度の全面的な廢止を、彼らが率先してこれを主張しておる。このような進歩的な立ち上りがなされておるのであります。こゝからいふ面を我々は十分に取入れ、この意見を率直に聴いて、これを活かすところの方式をこそ確立しなければならぬのであるのことに對して、これがこの公務員法案には十全になされてない。こゝからいふ観点からいたしまして、時間の關係上、尙細部に亘つては申し上げないのではありませんけれども、以上のような観点におきまして、根本的な立場において、今日この公務員法案が適用されるならば、恐らくこの公務員諸君の今後の自覺的な立ち上りに對して、大きな障害をなすであらうといふことを私は思ふのであります。果してこの法案が、現実的な一つの把握からなされておるかどうかが、我々は現実的に即應しないところの法案を、我々の責任と自覺の名において十分な審議をなさずして、これを通過させることはできないと思ふ。その例を申し上げまするならば、例えば今日社会の一大混乱を捲き起してありますところの六・三制の実施であります。これがもつとつと当局者において、見通しのある眞に現実に即應した方式を授けられるならば、この混乱はなかつたと思ふのであります。然るにこの方式を單に鵝呑みに、経済的な基盤のないところに、十分な準備のない上に適用されたばかりに、今日校舎がない、机がない、腰掛けがないといふところの、あの悲惨な、いわば教育の崩壊の事實が發生しておる。この愚かなる姿を我々は再び繰返してよいのであらうか。これと同じようなことを、この公務員法案において今日我々は憂えざるを得ないのであります。我々は政治の任に當る者として、現実に對するところの的確なる措置をなすと共に、一つの遠い見通しの下に立つて、知的な、眞に透徹した判斷の上に立つて、日本の民主革命の現代のさ中にあつて、いかなる公務員法案をこそ制定しなければならぬかといふことを、率直に反省しなければならぬと思ふのであります。そこにはこそ我々の職責があり、又國民大衆の期待もあるといふことを冷静に反省することによつて、私は最初申上げました通りこの法案に對して全面的な反對を表明せざるを得ないのであります。

以上を以ちまして、私の反對理由を終ります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告は終りました。討論は終局したものと認めます。
先ず國家公務員法案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) 次に、國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて今日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。本日は午後二時三十六分散會

- 出席者は左の通り。
- | 議長 | 副議長 | 議員 |
|--------|--------|---------|
| 松平 恒雄君 | 松本治一郎君 | 中西 功君 |
| | | 細川 嘉六君 |
| | | 西田 天香君 |
| | | 中野 重治君 |
| | | 波多野 鼎君 |
| | | 河野 正夫君 |
| | | 金子 洋文君 |
| | | 岡村文四郎君 |
| | | 木下 源吾君 |
| | | 赤松 常子君 |
| | | 濱田 寅藏君 |
| | | 梅津 錦一君 |
| | | 下條 恭兵君 |
| | | 千葉 信君 |
| | | 村上 義一君 |
| | | 野田 俊作君 |
| | | 高橋龍太郎君 |
| | | 駒井 藤平君 |
| | | 東浦 庄治君 |
| | | 河井 彌八君 |
| | | 徳川 宗敬君 |
| | | 矢野 西雄君 |
| | | 早川 慎一君 |
| | | 伊藤 保平君 |
| | | 小杉 正雄君 |
| | | 赤木 正雄君 |
| | | 鈴木 正雄君 |
| | | 伊藤 保平君 |
| | | 市来 乙彦君 |
| | | 西郷吉之助君 |
| | | 帆足 計君 |
| | | 青山 正一君 |
| | | 島津 忠彦君 |
| | | 安部 定君 |
| | | 宿谷 榮一君 |
| | | 江熊 哲翁君 |
| | | 堀越 儀郎君 |
| | | 小林米三郎君 |
| | | 玉置吉之丞君 |
| | | 星野 芳樹君 |
| | | 羽仁 五郎君 |
| | | 佐々木良作君 |
| | | 千田 正君 |
| | | 國光 淳一君 |
| | | 小川 友三君 |
| | | 阿竹齋次郎君 |
| | | 藤田 芳雄君 |
| | | 栗山 良夫君 |
| | | 西園寺公一君 |
| | | 岩間 正男君 |
| | | 川上 嘉君 |
| | | 田村 文吉君 |
| | | 波多野林一君 |
| | | 高瀬莊太郎君 |
| | | 山下 義信君 |
| | | 岡本 愛祐君 |
| | | 高田 寛君 |
| | | 下川 以良君 |
| | | 山崎 恒君 |
| | | 楠見 義男君 |
| | | 藤井 丙午君 |
| | | 三好 始君 |
| | | 服部 教一君 |
| | | 來馬 琢道君 |
| | | 飯田 伊介君 |
| | | 飯田 精太郎君 |
| | | 川上 嘉市君 |
| | | 尾崎 行雄君 |
| | | 岡部 常君 |
| | | 北條 秀一君 |
| | | 鎌田 逸郎君 |
| | | 宮城タマヨ君 |
| | | 下條 康隆君 |
| | | 鈴木 憲一君 |
| | | 梅原 眞隆君 |
| | | カニエ邦彦君 |
| | | 大野 幸一君 |
| | | 木村 福八郎君 |
| | | 山田 節男君 |
| | | 堀 眞琴君 |
| | | 松下松治郎君 |
| | | 河崎 ナツ君 |
| | | 藤井 新一君 |
| | | 大山 安君 |
| | | 井上なつゑ君 |
| | | 岡元 義人君 |
| | | 新谷寅三郎君 |
| | | 島 清君 |
| | | 結城 安次君 |
| | | 渡邊 甚吉君 |
| | | 吉川 信次郎君 |
| | | 田中 未義君 |
| | | 植竹 春彦君 |
| | | 入交 太藏君 |
| | | 小林 勝馬君 |
| | | 高良 とみ君 |
| | | 竹中 七郎君 |
| | | 深川榮左門君 |
| | | 水橋 藤作君 |
| | | 浅井 一郎君 |
| | | 村尾 重雄君 |
| | | 齋 武雄君 |
| | | 佐々木鹿藏君 |
| | | 小泉 秀吉君 |
| | | 林屋龜次郎君 |
| | | 木内 四郎君 |
| | | 北村 一男君 |
| | | 川村 松治君 |
| | | 堀 末治君 |
| | | 鈴木 安孝君 |
| | | 山田 佐一君 |
| | | 黒田 英雄君 |
| | | 柴田 政次君 |
| | | 小林 英三君 |
| | | 今泉 政喜君 |
| | | 黒川 武雄君 |
| | | 松嶋 喜作君 |
| | | 一松 政二君 |
| | | 深水 六郎君 |
| | | 尾形六郎兵衛君 |
| | | 小野 光洋君 |
| | | 西山 龜七君 |
| | | 大隈 信孝君 |
| | | 池田七郎兵衛君 |
| | | 國務大臣 |
| | | 國務大臣 |
| | | 政府委員 |
| | | 法制局長官 |
| | | (行政調査部) |
| | | (公務員部長) |
| | | (商務局長) |
| | | 松田 太郎君 |
| | | 佐藤 達夫君 |
| | | 淺井 清君 |
| | | 大田 敏兄君 |
| | | 松井 道夫君 |
| | | 伊藤 修君 |
| | | 天田 勝三君 |
| | | 谷口彌三郎君 |
| | | 平野善治郎君 |
| | | 小杉 繁安君 |
| | | 紅露 みつ君 |
| | | 原口忠次郎君 |
| | | 藤森 眞治君 |
| | | 星 一君 |
| | | 大島農夫雄君 |
| | | 大島 定吉君 |
| | | 岩崎正三郎君 |
| | | 岩本 哲夫君 |
| | | 稻垣平太郎君 |
| | | 塚本 重藏君 |
| | | 中井 光次君 |
| | | 櫻内 辰郎君 |
| | | 加藤 信太郎君 |
| | | 淺岡 信夫君 |
| | | 西川 甚五郎君 |
| | | 大屋 晋三君 |
| | | 中山 壽彦君 |
| | | 草葉 隆圓君 |
| | | 遠山 丙市君 |
| | | 板谷 順助君 |
| | | 喜野 喜章君 |
| | | 玉屋 頼貞君 |
| | | 徳川 憲二君 |
| | | 大隅 憲二君 |
| | | 平岡 市三君 |
| | | 境野 清雄君 |
| | | 中川 幸平君 |
| | | 木曾三四郎君 |
| | | 橋本萬右衛門君 |
| | | 齋藤 隆夫君 |